

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」 国土交通省関連施策参考資料

平成22年4月16日

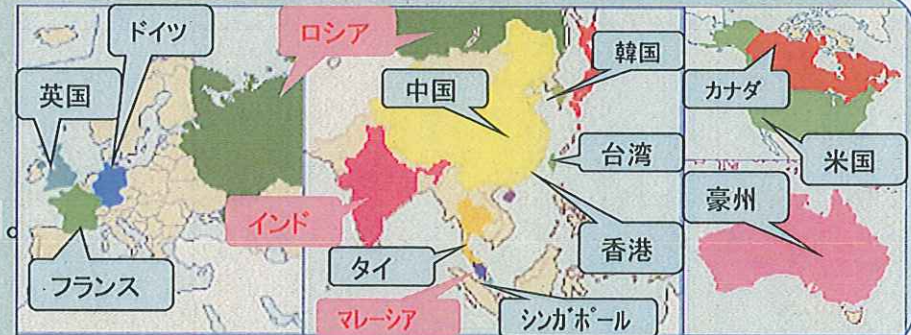
訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)の取組み

2013年までに訪日外国人旅行者数を1,500万人にするとの訪日外国人旅行者3000万人プログラム第1期目標に向け、重点市場を対象に、我が国の観光魅力を発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を支援する訪日旅行促進事業を官民一体で推進。

重点市場

訪日旅行者数の多い12の国・地域に今後大きな伸びが期待できる3市場(インド、ロシア、マレーシア)を追加し、全15市場でプロモーションを展開。

※この中でも特に東アジア4市場(韓国、中国、台湾、香港)を最重点プロモーション対象市場とする。



認知度向上事業

我が国の観光魅力を発信するための事業

- 海外メディアの日本への招請、取材支援
- 海外のTVCM等による広告宣伝
- WEBサイトによる情報発信
- 海外の旅行博覧会等への日本ブース出展



香港・メディア招請事業
(仙台・2008年8月)



フランス・日仏観光交流年バス車体広告
(2008年3月)

誘客事業

魅力的な訪日旅行商品の造成・販売支援や、青少年交流の拡大に向けた事業

- 海外旅行会社の日本への招請、商談会の実施
- 訪日旅行商品の共同広告
- 訪日教育旅行の誘致



シンガポール・訪日教育旅行セミナー
(2008年8月)



大規模商談会・YOKOSO! JAPAN
トラベルマート(2008年10月)

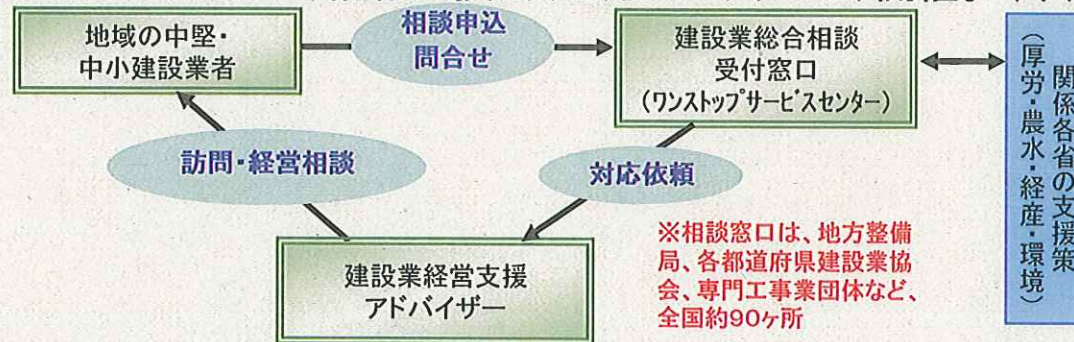
建設企業の成長分野展開支援について

○ 成長分野への展開を図る企業のモデル的な支援の拡充

- ・異業種と連携して地域の活性化に取り組む建設企業をモデル的に支援する事業について、専門家を派遣する体制の整備により支援。
- ・ヒアリングの実施を通じて、今後展開を本格化する上での課題を整理、分析し、今後の施策に反映。

○ 相談体制の拡充

- ・これから成長分野展開を図ろうとする企業に対する、中小企業診断士などアドバイザーによる相談体制を充実。
- ・相談窓口で、来年度の各省支援制度等をまとめたパンフレットと、成長分野展開で一定の成果を上げている建設企業の取組事例集を配布。HPでも広く周知。
- ・モデル的に支援する事業者の情報交換会(地方ブロックごと)開催。(平成21年度に実施)



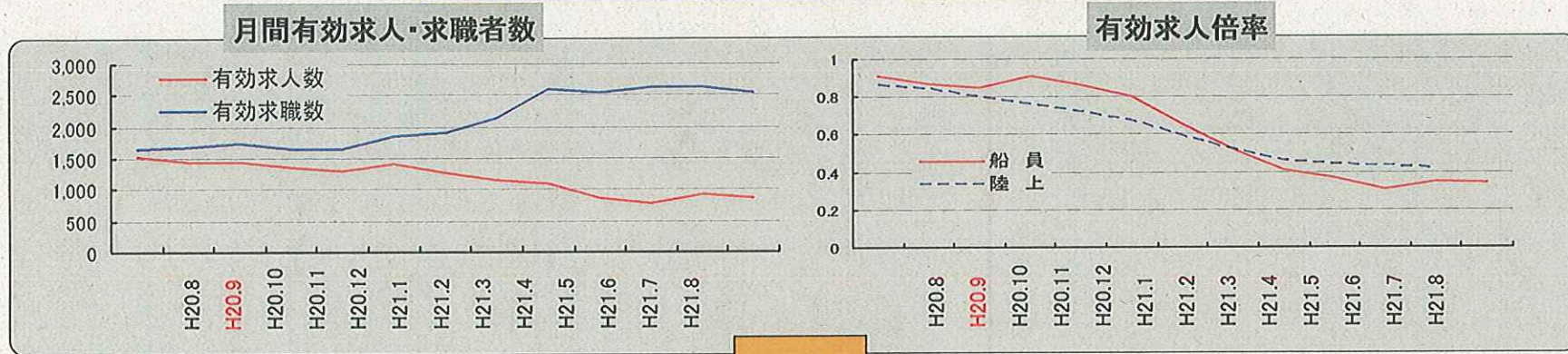
○ 「緊急雇用対策」等との連携

- ・「緊急雇用対策」(平成21年10月23日)及び「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日)に基づく観光、農業、林業における雇用創造の取組と連携(各都道府県で設置される地域雇用戦略会議に対する情報提供等)。

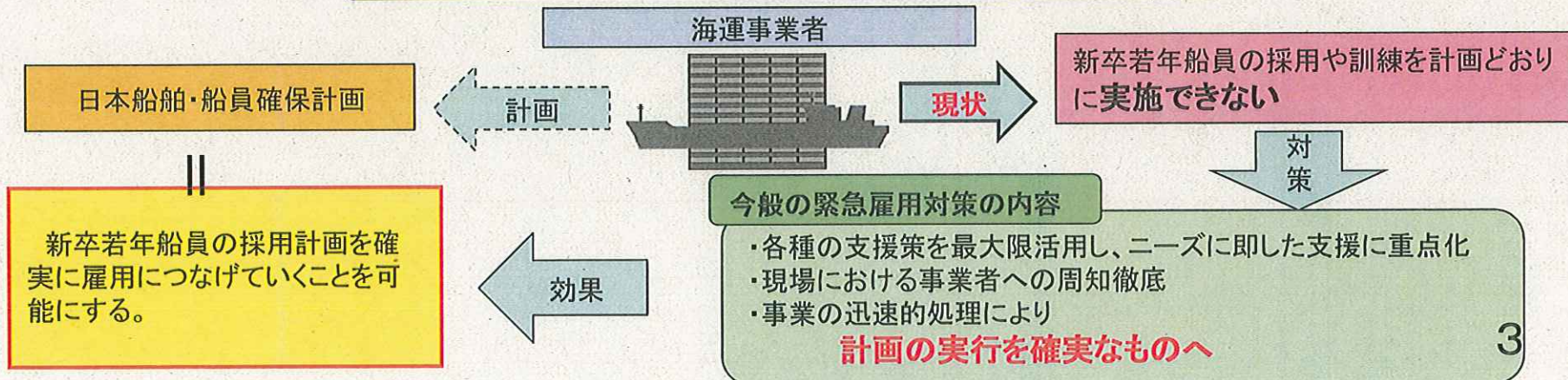
若年船員の就職促進

- ・ 海運業においては、船員の高齢化等による大幅な船員不足が生じるおそれがあるが、海運事業者は比較的中小企業が多いことから、採用直後の新卒若年船員に対し、自ら訓練を行ったり、資格を取得させることが困難。
- ・ 海運業者に対し、こうした新卒若年船員を計画的に採用し訓練等を積ませることを内容とする海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画を策定させ、「船員雇用促進対策事業」を活用して新卒若年船員の採用をサポート。

船員の雇用情勢は依然として低迷



計画どおりに新卒若年船員を採用することが困難



環境対応車への購入補助

①経年車の廃車を伴う新車購入補助

<乗用車> (登録車・軽自動車)

要件	登録車	軽自動車
車齢13年超車から平成22年度燃費基準達成車へ	25万円	12.5万円

<重量車> (トラック・バス等)

要件	小型(GVW3.5tクラス)	中型(GVW8tクラス)	大型(GVW12tクラス)
車齢13年超車から新長期規制適合車へ	40万円	80万円	180万円

②新車購入補助(経年車の廃車を伴わないもの)

<乗用車> (登録車・軽自動車)

要件	登録車	軽自動車
排気ガス性能4☆かつ平成22年度燃費基準+15%以上	10万円	5万円

<重量車> (トラック・バス等)

要件	小型(GVW3.5tクラス)	中型(GVW8tクラス)	大型(GVW12tクラス)
平成27年度燃費基準達成車かつNox又はPM+10%低減	20万円	40万円	90万円

<参考> 事業用車両交付実績

交付決定件数	交付決定金額
約14,800台(うち、トラック13,000台、バス1,400台、タクシー400台)	約144億円(うち、トラック125億円、バス18億円、タクシー1億円)

平成22年3月8日
より申請受付開始

住宅エコポイント

三省合同事業 1,000億円

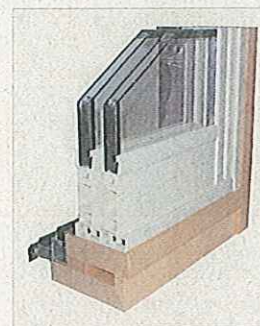
(経済産業省333.3億円、国土交通省333.3億円、環境省333.3億円)

ポイントの発行対象

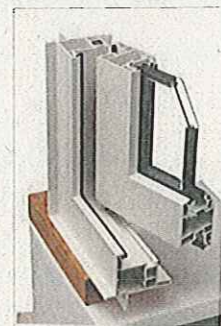
平成22年1月28日以降に、原則として、工事が完了した住宅が対象

- ① エコ住宅の新築(平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもの)
 - ・ 省エネ法のトップランナー基準(省エネ基準+ α (高効率給湯器等))相当の住宅
 - ・ 省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅
- ② エコリフォーム(平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事着手したもの)
 - ・ 窓の断熱改修(内窓設置(二重サッシ化)、ガラス交換(複層ガラス化))
 - ・ 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

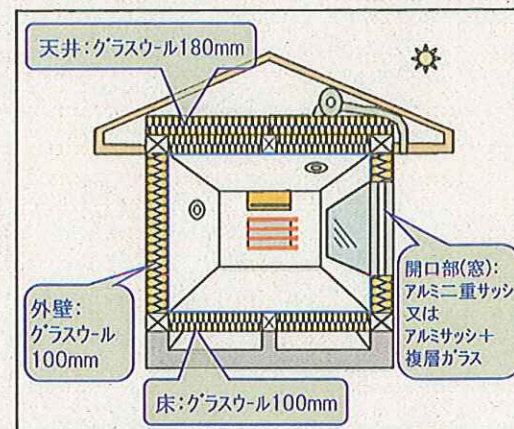
※ これらに併せて、バリアフリー改修を行う場合、ポイントを加算



二重サッシ



複層ガラス



省エネ基準を満たす住宅のイメージ
(戸建木造住宅・東京の例)

発行ポイント数

① エコ住宅の新築: 1戸あたり300,000ポイント

② エコリフォーム(1戸あたり300,000ポイントを限度とする。)

内窓設置・ 外窓交換	大(2.8㎡～)	中(1.6㎡～2.8㎡)	小(0.2㎡～1.6㎡)
	18,000ポイント	12,000ポイント	7,000ポイント
ガラス交換 (ガラスごと)	大(1.4㎡～)	中(0.8㎡～1.4㎡)	小(0.1㎡～0.8㎡)
	7,000ポイント	4,000ポイント	2,000ポイント
外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁	屋根・天井	床
	100,000ポイント	30,000ポイント	50,000ポイント
バリアフリー改修 (50,000ポイントを限度とする。)	手すりの設置	段差解消	廊下幅等の拡張
	5,000ポイント	5,000ポイント	25,000ポイント

ポイントの交換対象

- ・ 省エネ・環境配慮商品等
- ・ 地域産品
- ・ 商品券・プリペイドカード
- ・ 環境寄附
- ・ エコ住宅の新築又はエコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事 など

ポイントの申請期限等

○ポイント発行の申請期限

エコ住宅の新築: H23.6.30(一戸建て)

: H23.12.31(共同住宅等*)

エコリフォーム: H23.3.31

※ただし、階数が11以上の共同住宅等についてはH24.12.31まで

○ポイントの交換申請期限

H25.3.31まで

(エコ住宅の新築、エコリフォーム問わず)

5

木材利用の推進(地域材を活用した展示住宅の整備等による木造住宅の振興)

■ 制度概要

都市部の大消費地等において地域資源活用型の木造住宅を振興するため、地域材を活用した展示住宅の整備等に対し、その費用を助成する。

■ 補助の内容

地域材の活用促進に資する、以下の事業に対する補助を行う。

① 適切な間伐等により生産される木材を活用した木造展示住宅の整備

適切な間伐等が行われている地域から生産され、かつ産地証明等がなされている木材を活用した木造展示住宅を、住宅展示場等波及効果の高い場所で整備を行うことに対する助成を実施。



② 地域材活用に関する現地での技術研修等の実施

住宅生産者等を対象とした木材生産等に係る技術研修会の開催費用等に対する助成を実施



海上交通低炭素化促進事業

近年、景気の低迷等に伴い、フェリー等の海上輸送量が急激に低下、投資余力が急速に減退しているところ。他方、船舶による輸送は他の輸送モードに比べ環境対応が遅れており、先進的な省エネ化の取組みを支援することで、フェリー等の海上交通の低炭素化を促進する。

船舶の高度な低炭素化に資する設備導入等に対する補助【補助率1/2】

他モードに比べ、低炭素化の遅れる海上交通について、省エネ効果の極めて高い機器の導入等を補助することで海上交通の低炭素化を加速させる。

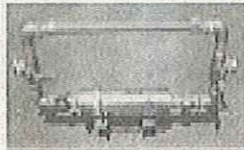
【対象機器等の例】

・ 燃焼効率を向上させる機器

(例)

燃料改質器→CO2排出量▲6~7%

主機関の改良→CO2排出量▲5%程度 等



・燃料改質器

着火性を改善し、燃焼速度を向上させ、燃料費を節約。

・ 推進効率を向上させる機器

(例)

プロペラボス取付翼→CO2排出量▲5~7% 等



・プロペラボス取付翼

ハブ渦を消してエネルギー損失を低減

・ 運航効率を向上させる船体改造・改修

(例)

船首形状改良→CO2排出量▲4~20%

船底の低摩擦化→CO2排出量▲3~8% 等



・船首形状の改良

・ 既存船舶の中古船舶への買換え
(省エネ効果のあるものに限定)
→ CO2排出量▲5% 等

荷主と物流事業者の連携 ～グリーン物流パートナーシップ会議～

グリーン物流パートナーシップ会議(世話人:一橋大学 杉山学長)平成17年4月設立

主催:JILS・日本物流団体連合会・経済産業省・国土交通省 協力:日本経済団体連合会

3,000超の企業・団体等が会員登録
(H21.10現在)

会員 物流事業者・荷主企業・各業界団体・シンクタンク・研究機関・地方支分部局・地方自治体・個人 等

グリーン物流パートナーシップ会議の活動内容例 (荷主・物流事業者の協働によるCO2排出削減取組みへの支援)

■CO2排出量算定方法の標準化

・「ロジスティクス分野におけるCO2排出量算定方法共同ガイドライン」を作成。

■グリーン物流の普及拡大に向けた広報・企画等

- ・ホームページの運営。
- ・シンボルマーク・ロゴマークの作成。
- ・優良事例の紹介や優良事業者への表彰式を実施。

トラック輸送効率化(共同輸配送等)



鉄道・海運へのモーダルシフト



拠点集約による物流効率化



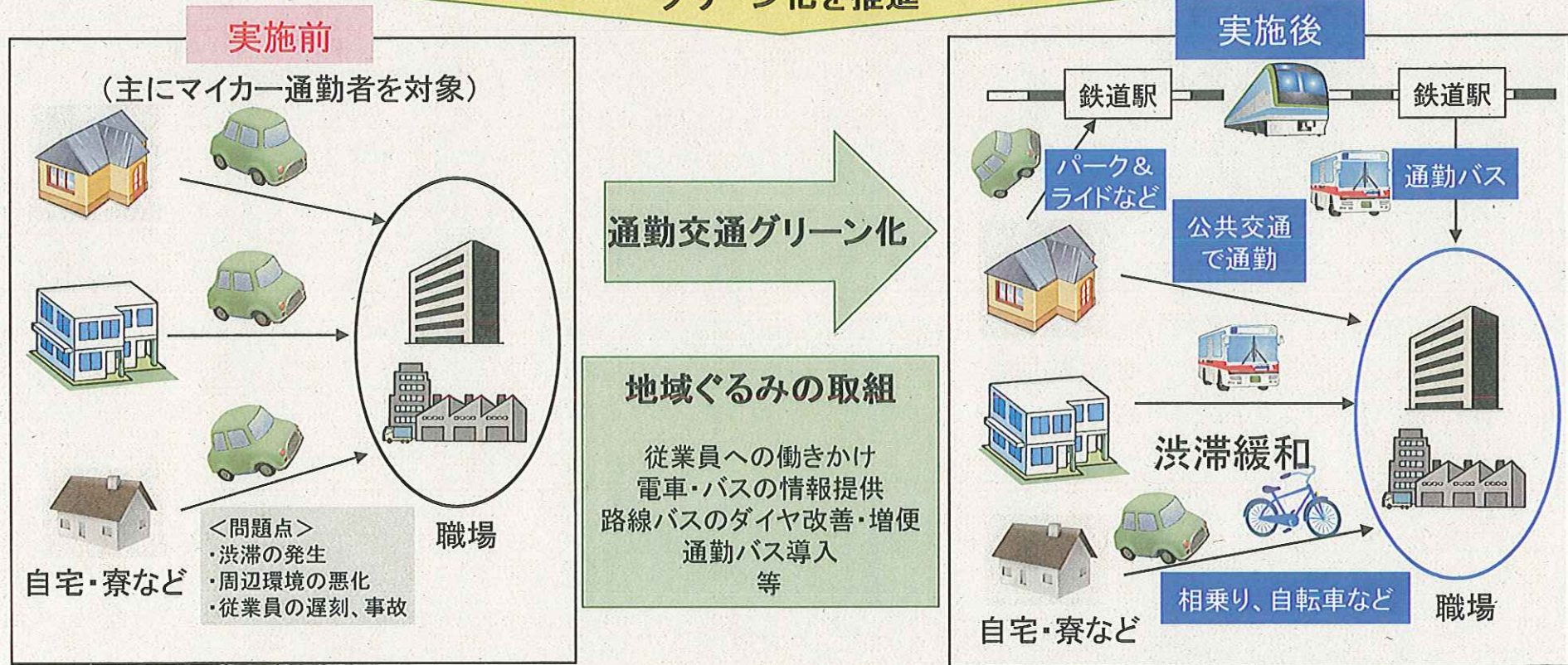
<拡充する取組み>

荷主、物流事業者から構成される「グリーン物流パートナーシップ会議」の取組みを拡充し、インセンティブ付与や省エネ法の更なる活用などを進めることにより、「物流トッランナー」を育成し、モーダルシフトや共同輸配送等のグリーン物流を促進させる。

通勤交通グリーン化推進プログラム

「地域公共交通活性化・再生総合事業」の枠組みを活用し、通勤交通グリーン化に係る計画策定を支援

関係者の連携による通勤交通の
グリーン化を推進



通勤交通グリーン化の「トップランナー」となる地域の形成を促進

通勤の効率化による企業の生産性向上、CO₂排出量削減の同時達成

住宅金融支援機構 優良住宅取得支援制度（フラット35S）の金利引下げ幅拡大について

■現行制度の概要

○住宅金融支援機構のフラット35は、証券化手法を活用して、民間金融機関による長期固定金利住宅ローンの供給を支援する制度。

○優良住宅取得支援制度（フラット35S）は、フラット35のうち、省エネルギー性能に配慮する等の優良な住宅について、金利を引下げ、優良住宅の供給を促進する制度。

＜対象とする住宅＞省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性及び耐久性・可変性のうち、いずれかの性能が優れた住宅

＜金利引下げの内容＞当初10年間（長期優良住宅等は当初20年間） 0.3%引下げ

■対策の内容

フラット35Sの当初10年間の金利引下げ幅を拡大する。（平成22年12月末まで）

現行 0.3% →対策後 1.0% （特別な金利引下げ期間は、長期優良住宅等を含めて当初10年間）

（単位：円）

【毎月返済額試算】

【前提条件】

融資額3,000万円
償還期間35年
融資金利（引下げ前）2.79%
（平成22年4月平均金利（21年以上））

区分	金利		毎月返済額			
	当初10年	11年目以降	当初10年	通常との差 （当初）	11年目以降	通常との差 （11年目以降）
通常のフラット35	2.79%		111,967	-	111,967	-
優良住宅 （現行：△0.3%）	2.49%	2.79%	107,087	▲4,880	110,731	▲1,236
優良住宅 （対策後：△1.0%）	1.79%	2.79%	96,176	▲15,791	107,719	▲4,248

■最近の実績

○平成21年度当初予算、第一次補正予算に係る、10割融資の導入、フラット35Sの金利引下げ期間の拡大（当初5年→10年（平成23年度末までの時限措置））等により、最近の活用実績は増加。

○平成21年度（4～3月）買取・付保申請件数：81,737件 （前年同期（52,510件）比：約1.6倍）
うち、優良住宅取得支援制度：39,934件 （前年同期（20,168件）比：約2.0倍）

住宅金融支援機構 住宅融資保険制度の保険料率引下げについて

■制度概要

住宅融資保険制度は、民間金融機関による住宅ローンについて、住宅金融支援機構が保険引受けによるリスク補完を行うことにより、その供給の円滑化を図る制度。



■対策の内容

住宅融資保険の保険料率について、更なる引下げ(0.05%)を行う。
(平成22年12月末まで)

(保険料の事例)

保険料率 (年、%)	
現行(H21.6以降)	対策後
0.16~0.25	0.11~0.20

※新たに本制度を活用する金融機関の場合
現行 0.20% → 対策後 0.15%

■最近の実績

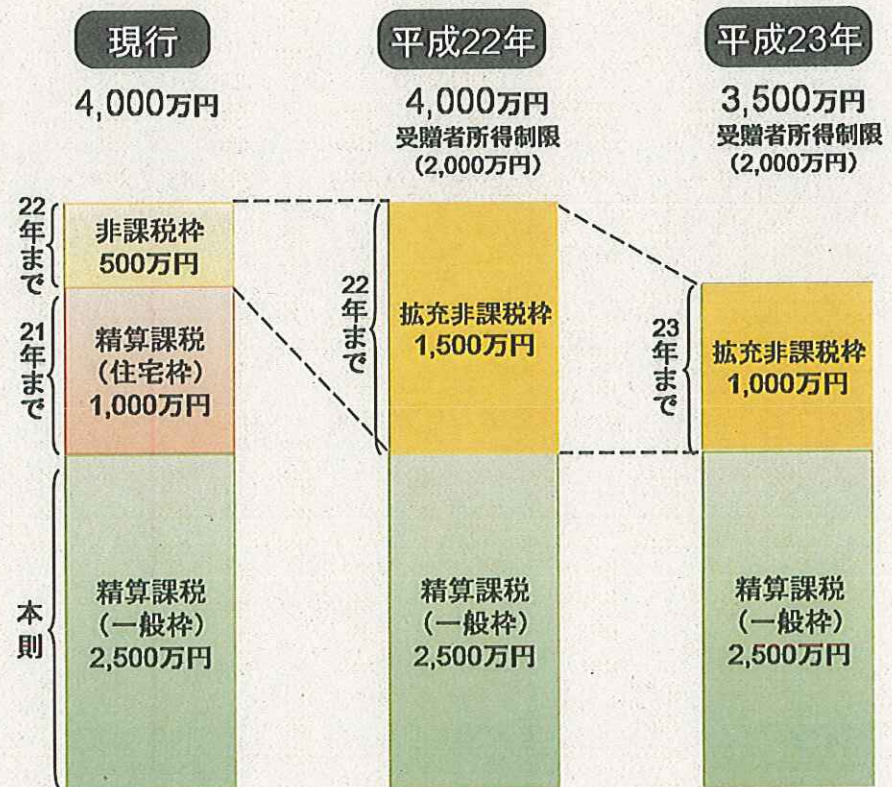
- 住宅融資保険制度を新規に活用する民間金融機関が増加
平成20年度末:206機関 ⇒ 平成21年度末:236機関(約1.1倍)
- H21年度一次補正による経済対策実施後(H21.7~2月)、付保実績が増加
付保実績:3,098億円 (対前年同期(929億円)比約3.3倍)
15,589件 (対前年同期(4,953件)比約3.1倍)

住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置について

改正案の概要

- H22・H23の時限措置として、20歳以上の者が直系尊属から住宅取得等資金に与えるための贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を拡充。
- 暦年課税と相続時精算課税のいずれを選択しても利用可能。
- 受贈者のその年の合計所得金額が2000万円以下であることが要件(H22に限り、所得制限のない500万円非課税枠の利用も選択可能)。

- 住宅の建築・購入だけでなく増改築も対象。
- 共有持ち分の取得のための資金も対象。



【現行制度】

◆暦年課税

$$\text{課税対象} = \text{住宅取得等資金} - 110\text{万円(基礎控除)} - 500\text{万円}$$

→ 結果的に合計610万円まで非課税

◆相続時精算課税

$$\text{課税対象} = \text{住宅取得等資金} - 2500\text{万円(一般枠)} - 1000\text{万円(住宅枠)} - 500\text{万円}$$

→ 結果的に贈与時には合計4000万円まで非課税

【改正案(H22)】

◆暦年課税

$$\text{課税対象} = \text{住宅取得等資金} - 110\text{万円(基礎控除)} - 1500\text{万円(H23は1000万円)}$$

→ 結果的に合計1610万円(H23は1110万円)まで非課税

◆相続時精算課税

$$\text{課税対象} = \text{住宅取得等資金} - 2500\text{万円(一般枠)} - 0\text{万円(住宅枠)} - 1500\text{万円(H23は1000万円)}$$

→ 結果的に贈与時には合計4000万円(H23は3500万円)まで非課税

建築確認手続き等の運用改善について

＜確認審査の迅速化関係＞

1. 確認申請図書の補正の対象の拡大等（告示改正）

⇒ 確認申請図書の補正の対象は、軽微な不備（誤記、記載漏れ等）とされているが、これを不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの）とする。また、補正にあたっては、適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付や確認審査報告書の特定行政庁への報告を不要とする。

2. 確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査を可能とする見直し（告示改正）

⇒ 構造に係る確認審査後に構造計算適合性判定を求めることとされているが、当該確認審査を終える前においても、構造計算適合性判定を求めることができることとする。

3. 確認審査等の報告に係るチェックリスト告示の簡素化（告示改正）

⇒ 指定確認検査機関が確認済証等を交付した後に特定行政庁へ提出するチェックリストを大幅に簡素化する（項目を約9割減とする）。

4. 「軽微な変更」の対象の拡大（規則改正・技術的助言等）

⇒ 計画の変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象は、安全上の危険の度等が高くない一定の変更とされているが、これを建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の変更とする。
また、「軽微な変更」の適用可能な具体事例を提示し、運用の徹底を図る。

5. 大臣認定変更手続きの迅速化

⇒ 超高層建築物等の構造計算や避難安全検証法等に係る大臣認定の変更手続きについて、迅速化を図る。

6. 審査期間短縮及び審査バラツキの是正（技術的助言等）

⇒ 構造計算適合性判定の対象物件については、現在の審査期間（約70日※）の半減を目指し、審査期間短縮に係る目標を設定するとともに、取組方針及び公表方法を「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針として発出する。
また、各機関に苦情窓口の設置とそれを通じた審査のバラツキ把握及び審査員への指導等の取組みを要請する。

※サンプル調査による平成21年7月から12月までの確認済証交付までに要した実日数の平均

＜申請図書の簡素化関係＞

1. 構造計算概要書の廃止（規則、告示改正）

⇒ 確認申請図書のうち、構造計算概要書を廃止する。

2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化（規則、告示改正等）

- (1) 非常用照明装置に係る技術的基準の見直しを行うとともに、非常用照明装置の構造詳細図を提出不要とする。
- (2) 水洗便所の構造詳細図を提出不要とする。
- (3) 排水のための配管設備に係る技術的基準の見直しを行うとともに、排水トラップの構造に係る構造詳細図を提出不要とするなど、配管設備に係る図書の簡素化を行う。
- (4) 換気設備の構造詳細図を簡素化する。

3. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略（技術的助言等）

⇒ 建築材料（防火材料、シックハウス建材）、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について大臣認定データベースの登録を義務化することにより、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における大臣認定書の写しの添付の省略を技術的助言等により徹底する。

＜厳罰化関係＞

1. 違反設計等への処分の徹底

⇒ 「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針に、中間・完了検査の徹底、違反建築物対策の推進を盛り込み、違反設計等への処分を徹底する。

2. 広範なサンプル調査を実施

⇒ 違反建築物対策を推進するため、広範なサンプル調査を実施する。

＜その他関係＞

1. 小規模な木造戸建て住宅等（4号建築物）に係る確認・検査の特例について、当分の間継続する。
2. 既存不適格建築物の増改築に係る特例の見直し（平成21年国土交通省告示第891号等）について、周知徹底を図る。
3. 住宅性能評価及び長期優良住宅の認定についても申請図書の簡素化を図る。（規則、告示改正等）

下請債権保全支援事業

- 下請建設企業・資材業者の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が、下請建設企業等の元請建設企業に対して有する債権について保証し、元請建設企業からの債権回収が困難となった際、下請建設企業等に代位弁済して、下請代金等債権を保全。
- 下請建設企業等が保証を利用しやすくするよう、保証料負担に対し助成するとともに、ファクタリング会社のリスクを軽減する損失補償を実施し、下請建設企業等を支援。
- 平成23年3月31日までの時限措置。

